

四半期報告書

(第143期第2四半期)

自 平成20年7月1日
至 平成20年9月30日

Ｔ Ｏ Ｔ Ｏ 株式会社

(E01138)

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 事業の内容	2
3. 関係会社の状況	2
4. 従業員の状況	2
第2 事業の状況	3
1. 生産、受注及び販売の状況	3
2. 経営上の重要な契約等	3
3. 財政状態及び経営成績の分析	4
第3 設備の状況	9
第4 提出会社の状況	10
1. 株式等の状況	10
(1) 株式の総数等	10
(2) 新株予約権等の状況	10
(3) ライツプランの内容	14
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	14
(5) 大株主の状況	14
(6) 議決権の状況	16
2. 株価の推移	17
3. 役員の状況	17
第5 経理の状況	18
1. 四半期連結財務諸表	19
(1) 四半期連結貸借対照表	19
(2) 四半期連結損益計算書	21
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	23
2. その他	33
第二部 提出会社の保証会社等の情報	34

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年11月7日
【四半期会計期間】	第143期第2四半期（自平成20年7月1日至平成20年9月30日）
【会社名】	TOTO株式会社
【英訳名】	TOTO LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 木瀬 照雄
【本店の所在の場所】	福岡県北九州市小倉北区中島二丁目1番1号
【電話番号】	北九州 093 (951) 2105
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 本多 一秀
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門一丁目1番28号（TOTOビル） TOTO株式会社 東京コーポレート部
【電話番号】	東京 03 (3595) 9701
【事務連絡者氏名】	東京コーポレート部長 成清 雄一
【縦覧に供する場所】	TOTO株式会社東京支社※ （東京都港区虎ノ門一丁目1番28号（TOTOビル）） TOTO株式会社関西支社※ （大阪府中央区久太郎町三丁目6番8号（御堂筋ダイワビル）） TOTO株式会社名古屋支社 （名古屋市中区栄二丁目3番1号（名古屋広小路ビルヂング）） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号） 証券会員制法人福岡証券取引所 （福岡市中央区天神二丁目14番2号）

（注） ※は、法定の縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜を考慮して縦覧に供する場所としております。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第143期 第2四半期 連結累計期間	第143期 第2四半期 連結会計期間	第142期
会計期間	自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日	自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日	自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日
売上高（百万円）	233,903	123,618	501,060
経常利益（百万円）	4,000	2,749	19,227
四半期（当期）純利益又は 四半期（当期）純損失（△） （百万円）	△4,689	△2,068	13,239
純資産額（百万円）	—	221,343	231,530
総資産額（百万円）	—	433,956	451,744
1株当たり純資産額（円）	—	624.48	652.84
1株当たり四半期（当期）純 利益又は1株当たり四半期 （当期）純損失（△） （円）	△13.54	△5.97	38.21
潜在株式調整後1株当たり四半期（当 期）純利益（円）	—	—	37.81
自己資本比率（％）	—	49.8	50.1
営業活動による キャッシュ・フロー（百万円）	10,957	—	32,884
投資活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△6,656	—	△22,121
財務活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△4,595	—	△7,246
現金及び現金同等物の四半期末（期末） 残高（百万円）	—	43,563	43,674
従業員数（人）	—	23,195	21,005

（注）1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含まれていません。

3. 第143期第2四半期連結累計（会計）期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数（人）	23,195
---------	--------

（注）従業員数は就業人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数（人）	7,596
---------	-------

（注）従業員数は就業人員であります。なお、子会社等への出向従業員（当第2四半期1,189人）は除外しています。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第2四半期連結会計期間における生産実績を事業区分ごとに示すと、次のとおりです。

事業区分の名称	金額（百万円）
建築用設備機器	123,768
その他	2,597
合計	126,365

(注) 1. 金額は、売価換算値で表示しております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当社グループは概ね見込生産方式を採っておりますので、受注の状況については記載を省略しました。

(3) 販売実績

当第2四半期連結会計期間における販売実績を事業区分ごとに示すと、次のとおりです。

事業区分の名称	金額（百万円）
建築用設備機器	120,448
その他	5,139
内部売上消去等	△1,970
合計	123,618

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合

当第2四半期連結会計期間において、販売実績が総販売実績の100分の10以上を占める相手先がないため、記載を省略しました。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

①当第2四半期連結会計期間の状況

当第2四半期（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）における経済情勢は、米国に端を発する世界規模の金融不安や原材料価格の高騰により、国内外ともに景気は一段と悪化傾向を強めてまいりました。

国内住宅設備業界につきましては、新設住宅着工戸数が予想以上の低迷を続けるとともに、増改築需要も盛り上りに欠けるなど厳しい状況となりました。

このような事業環境の中、当社グループは、国内では戸建用システムバスルームの最高級機種「SPRINO（スプリノ）」、高級システムキッチン「キュージア」並びにウォシュレット一体形高級便器「ネオレストハイブリッドシリーズ」を核に、ショールームでの提案力を強化するなど、リモデル需要の喚起・創造による売上拡大を図りました。また海外では、グローバル5極体制（日本、米国、中国、アジア・オセアニア、欧州）構築に向け基盤整備を進めるとともに、グローバル高級ブランドの確立を目指して販促活動を積極的に展開しました。

しかしながら、当第2四半期の業績は、海外事業は中国を中心に堅調に推移したものの、国内事業の低迷を挽回するまでにはいたらず、売上高は1,236億1千8百万円となりました。利益面では、売上の減少に加え、原材料価格の高止まりの影響により、営業利益は31億4百万円、経常利益は27億4千9百万円となりました。また、石油直圧式給湯機の自主点検による製品点検補修損失20億9千万円、有価証券評価損17億3千8百万円などを特別損失として計上した結果、四半期純損失は20億6千8百万円となりました。

総資産は、前連結会計年度末に比べ、177億8千8百万円減少いたしました。主な内容は、現金及び預金の減少49億4千9百万円、受取手形及び売掛金の減少80億7千5百万円、製品の減少28億5千万円であります。

また、負債は、前連結会計年度末に比べ、76億円減少いたしました。主な内容は、支払手形及び買掛金の減少33億7千9百万円、短期借入金の減少18億2千3百万円、退職給付引当金の減少15億5百万円であります。

②事業区分別の業績

a. 建築用設備機器

<レストルーム商品>

大便器につきましては、ウォシュレット一体形便器の最高機種「ネオレストシリーズ」が堅調に推移しています。特に世界初の洗浄技術「ハイブリッドエコロジーシステム」により、大洗浄5.5Lという卓越した節水性能を実現した「ネオレストハイブリッドシリーズ」は、新築はもちろんマンションリモデルにも最適な高級トイレとして順調に売上を伸ばしています。また、平成20年8月に新開発の「サイホンサイレントシステム」を搭載した「静音ワンピース便器」を発売し、レストルーム空間における「静けさ」という価値を提案することで売上拡大を図りました。

さらに、パブリックレストルームの新定番として、デザイン性と機能性を兼ね備えた「RESTROOM ITEM 01（ゼロワン）」を平成20年4月に発売し、保育施設のトイレに必要な幼児用アイテムを品揃えした「キッズトイレスペース」（平成19年10月発売）や「パブリックリモデル便器」（平成20年2月発売）などとともに、非住宅物件の指定獲得によるリモデル需要の掘り起こしに注力しました。

このような活動を展開した結果、リモデル売上は堅調に推移したものの、新築売上の低迷が続いたことにより、レストルーム商品の売上高は553億6千6百万円となりました。

<バス・キッチン・洗面商品>

平成20年2月に発売した戸建用システムバスルームの最高級ブランド「SPRINO（スプリノ）」を中心に、販促活動を展開しました。この「SPRINO（スプリノ）」は、業界スタンダードとなった「カラリ床」をさらに進化させた、柔らかくてやさしい踏みごこちの「ソフトカラリ床」を標準装備するなど、お客様の多様な価値観に対応した商品として高い評価をいただいています。

システムキッチンは、豊富な品揃えを誇る高級システムキッチン「キュージア」を核に全国ショールームを基点とした提案力強化によるリモデル需要獲得に取り組みました。

また、洗面空間については海外で販売しているデザイン洗面器を日本に投入するとともに、当社オリジナル素材「クリスタルカウンター」の透明感を生かした「クリスタルボウル」を平成20年8月に発売するなど、国内におけるデザイン商品群の拡充を図りました。

このような活動を展開しましたが、住宅着工戸数の低迷による新築関連売上の減少を挽回するまでにはいたらず、バス・キッチン・洗面商品の売上高は593億3千2百万円となりました。

<その他商品>

タイル建材、浴室換気暖房乾燥機などの売上高は5億7千4百万円となりました。

この結果、建築用設備機器の売上高は1,204億4千8百万円となりました。

b. その他

静電チャック、光フェール、大型精密セラミック部品などニューセラミック製品については、半導体向けセラミック部材などの需要低迷により、その他の売上高は5億3千9百万円となりました。

③所在地別セグメントの業績

a. 日本

国内リモデル市場での確固たる地位の確立を目指して、ライフスタイルを意識した商品とサービスの提供に努めました。

全国のショールームでは、戸建用システムバスルーム「SPRINO（スプリノ）」や高級システムキッチン「キュージア」など、お客様の価値観を追求した新商品を核に、お客様の好みやライフスタイルに合わせた最適な水回り空間を提案しました。

また、増改築店のネットワークである「TOTOリモデルクラブ店」と協業し、TOTOショールームを活用したリモデルクラブ店主催の「トイレリモデルフェア」や「新商品フェア」など各種イベント活動を積極的に展開しました。

このような活動を展開した結果、リモデル売上は堅調に推移したものの、新築売上の低迷が続いたことにより売上高は、1,086億2千4百万円となりました。

b. 北中米

ウォシュレットについては、著名ホテル・住宅物件等における採用活動強化の他、体験トイレの設置の継続推進や各種キャンペーンによる認知・拡販活動を実施しました。また、水栓金具については高級住宅向けのデザイン商品を連続して投入するとともに、取扱い店の拡大に取り組んでいます。これらの活動に加え、便器の品揃えを拡充するとともに、ウォシュレット一体形便器の最高機種「ネオレスト」や従来品に比べ約20%以上の節水を実現した4.8L便器などのエコ商品を中心に拡販活動を展開しました。

このような活動の結果、売上高は7億9千5百万円となりました。

c. 中国

北京・上海・広州及び香港ショールームを基点に、高機能商品の実演並びに各種イベントを通じて、TOTOの高い技術力とバスルーム空間全体としての商品力をPRし、高級ブランドイメージのさらなる向上を図りました。

また、環境配慮への取り組みを謳ったTVコマーシャルを放映し、企業姿勢の発信に努めるとともに、四川大地震における支援活動や、水を巡る社会問題への取り組みとして、水の有効活用に重点を置いた活動を支援するための「TOTO水環境基金」を設立するなど社会貢献活動にも積極的に取り組みました。

中国市場におけるTOTOブランドは、高級ブランドとしての地位を維持しており、業績も堅調に推移しました。

このような活動の結果、売上高は10億5千3百万円となりました。

d. その他

欧州市場参入の第一歩として、ドイツに事業統括会社（「TOTO Europe GmbH」）を設立し、平成20年4月より活動を開始しました。今後、ウォシュレットをはじめとするTOTOならではの技術を生かした商品力で新しい生活文化を提案し、欧州市場における「TOTO＝高級ブランド」としての地位の確立を目指します。

また、平成20年4月、シンガポールにアジア・オセアニア事業統括会社（「TOTO Asia Oceania Pte. Ltd.」）を設立しました。これにより、今まで各拠点単位で行っていた戦略立案・推進を、エリア視点で統括していき、事業の効率化を実現させるとともに、アジア・オセアニア事業のさらなる強化を図ります。

成長著しいインドやオイルマネーによるプロジェクトで活況を呈している中近東についても、ネオレストなどの高機能商品を核に販路を広げるとともに、高級ブランドとしての認知を進めています。

このような活動の結果、売上高は6億4千6百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、第1四半期連結会計期間末の361億9百万円に比べ、74億5千4百万円増加し、435億6千3百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結会計期間において営業活動による資金の増加は、102億5千9百万円となりました。

これは、減価償却費57億5千4百万円、有価証券評価損17億3千8百万円、たな卸資産の減少額26億5千4百万円等による資金の増加によります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結会計期間において投資活動による資金の減少は、21億2千8百万円となりました。

これは、有形固定資産の取得による支出43億5千8百万円等による資金の減少によります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結会計期間において財務活動による資金の減少は、15億6千8百万円となりました。

これは、短期借入金の純減少額8億9千3百万円等による資金の減少によります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

当社グループを取り巻く事業環境は、景気減速などの影響により厳しい状況が続くものと予想されます。このような環境のもと、当社グループは引き続き「平成19～21年度中期経営計画」の「6つの基本計画」を着実に推進し、国内モデル市場での確固たる地位を確立するとともに、真のグローバル企業として飛躍するための基盤整備に取り組んでまいります。

[株式会社の支配に関する基本方針について]

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、会社の支配に関する基本方針について次のとおり決議しております。

① 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの事業特性、ならびに国内外の顧客・社員・取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等、企業価値の源泉を十分理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させる者であることが必要と考えております。

当社は、大正6年に創業以来、水まわりを中心とした生活文化の向上に寄与すべく、トイレ・洗面・浴室・キッチン空間事業、および精密・大型セラミック事業等を展開してまいりました。今後も国内外市場において水まわり文化の創造を牽引していくため、たゆまぬ研究・開発とお客様との生涯にわたるきずなづくりを大切に、中長期的視点に基づいた企業価値の最大化を目指してまいります。

また、当社は、当社株式の自由な売買を認めることは上場会社として当然のことであり、特定の者またはグループ（以下、「大量買付者」といいます）が当社の大量の株式を買付ける行為（以下、「大量買付行為」といいます）に応じて当社株式の売却を行うか否かの最終的な判断は、当社株式を保有する株主の皆様へ委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、当該大量買付行為が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、必要かつ相当な対抗措置が必要であると考えております。

② 基本方針の実現に資する取組み

当社グループは、企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させるため、社は「愛業至誠：良品と均質 奉仕と信用 協力と発展」とTOTOグループ企業理念「私たちTOTOグループは、水まわりを中心とした豊かで快適な生活文化を創造し、お客様の期待以上の満足を追求し続けることで社会の発展に貢献します。」に基づき、広く社会や地球環境にとって有益な存在であり続けることを目指して企業活動を推進しております。

平成19年4月からは「平成19～21年度中期経営計画」をスタートさせ、重点方針として「CSR（Corporate Social Responsibility）経営の強化」と「6つの基本計画の推進」を掲げております。「CSR経営の強化」では、地球環境保護をはじめコンプライアンス（法令等遵守）や企業倫理の確立・社会貢献・社員尊重・リスクマネジメントなど、CSRの根幹を成す活動を根づかせていくとともに、海外グループ会社においてもCSR経営を浸透させることで、当社グループ全体としてグローバルな視点に立ったレベルアップを図ってまいります。

「6つの基本計画の推進」においては、大きく飛躍していくための成長戦略として、「商品・サービス提案による感動を、知人・友人に語っていただけるリモデルをご提供する“リモデル計画”」、「海外のお客様に、水まわりの高級ブランドとして認知していただける商品とサービスをご提供する“グローバル計画”」、「生活価値を創造する核となる技術、世界に通用する技術を研究開発し、ご提供する“オンリーワン計画”」を、そしてそれらを支える基盤づくりのための体質強化戦略として、「TOTOグループで働くすべての人々が、持てる力を発揮することができる、いきいきとした職場と社風を実現する“チャレンジ計画”」、「商品・サービスともに、世界に誇れる品質をご提供できる企業体質を実現する“クオリティ計画”」、「安全な仕事環境と、高品質・最適コストを永続的に生み出すことのできる企業体質を実現する“レボリューション計画”」を位置づけ、それぞれの重点課題に取り組み、経営体質の強化を図ってまいります。

また、当社は経営の客観性を高めることを目的に独立性のある社外取締役2名および社外監査役2名を選任し、取締役任期を1年として経営陣の株主の皆様に対する責任を明確化しております。さらに、社外の有識者に当社グループの経営全般に関する助言をいただくことを目的にした「アドバイザー・コミッティー」や、役員報酬の決定をより客観的に行うために社外の有識者と社内取締役で構成する「報酬委員会」、取締役の選任・解任についての客観性・透明性を保つために代表取締役4名で構成する「指名委員会」を設置し、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成18年4月28日開催の取締役会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保に資するため、「当社株式の大量買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます）を導入いたしました。

大量買付行為に際して、株主の皆様が当社株式の売却、すなわち大量買付行為を受け入れるか否かの判断を適切に行っていただくためには、大量買付者から提供される情報のみならず、当該行為が当社に与える影響や、大量買付者が当社の経営に参画した場合の経営方針、事業計画の内容等の必要かつ十分な情報、および当該大量買付行為に対する当社取締役会の評価・意見等も含めた十分な情報が提供されることが不可欠であると考えております。

そこで、当社取締役会は、大量買付行為が、上記の考え方を具体化した一定の合理的なルールに従って行われることが必要と考え、本プランにおいて大量買付行為に関するルール（以下、「大量買付ルール」といいます）を定めております。

当社の大量買付ルールは、大量買付者が事前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、当社取締役会による一定の評価・検討期間が経過した後に、大量買付行為が開始されるというものです。この大量買付ルールが遵守されない場合、あるいは遵守されたとしても、後記④記載の特別委員会によって真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価を吊り上げて高値で株式を当社および当社関係者に引き取らせることを目的としていると判断される場合や、当社株式の買付により当社の経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産権・ノウハウ・企業秘密情報・主要取引先や顧客等を大量買付者やそのグループ会社等に委譲させることを目的としていると判断される場合等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、対抗措置を講じることがあります。

具体的にいかなる対抗措置を講じるかについては、当社取締役会がその時点で最も適切と判断したものを選択することといたします。当社取締役会が具体的な対抗措置として株主割当により新株予約権を発行する場合には、対抗措置としての効果を勘案し、大量買付者は当該新株予約権を行使できないものといたします。

また、平成18年6月29日開催の第140期定時株主総会において、「買収防衛策の導入に伴う定款一部変更の件」として、本プランの実効性を高めるため、発行可能株式総数の拡大を目的とした定款変更議案をご承認いただきました。

④ 本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

大量買付ルールが遵守された場合、対抗措置を講じるか否かについては、その判断の合理性、公正性、客観性を担保しなければならないと考えております。そのため、当社は、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置しております。特別委員会の委員は、3名以上5名以内とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役または社外有識者（弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者等）から選任しております。

当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正さを担保するために、以下の手続きを経ることと

いたします。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、当社取締役会に対し対抗措置の発動の是非について取締役会評価期間中に勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会の勧告を最大限尊重するものといたします。

本プランの継続または改廃は、毎年、定時株主総会後最初に開かれる取締役会において株主の皆様から選任された取締役によって検討し、その検討結果については速やかに開示いたします。また、関係法令等の改正・整備等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、本プランの見直しを随時行い、変更等についても、速やかに開示いたします。

こうしたことから、当社取締役会は上記③の取組みが当社の上記①の基本方針および企業価値ひいては株主共同の利益の確保に資するものであり、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、32億3千9百万円であります。

なお、当第2四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,400,000,000
計	1,400,000,000

②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成20年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成20年11月7日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	371,662,595	371,662,595	㈱東京証券取引所(市場第一部) ㈱名古屋証券取引所(市場第一部) 福岡証券取引所	—
計	371,662,595	371,662,595	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成20年11月1日から、この四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていません。

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権(ストック・オプション)は、次のとおりです。

平成19年7月31日取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	168(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	168,000(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	自 平成19年8月18日 至 平成49年8月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 (注3)
新株予約権の行使の条件	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)

(注1) 新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。

(注2) 新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・併合の比率

また、上記の他、割当日後、単元株式数の変更を行う場合、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

- (注3) ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (注4) ① 新株予約権者は、当社の取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、上記いずれの地位をも喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10年間に限り、新株予約権を行使することができる。
- ② 上記①に拘わらず、新株予約権者は、以下の(i)又は(ii)に定める場合（ただし、(ii)については、新株予約権者に別途定める条件に合致する再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- (i) 新株予約権者が平成48年8月17日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成48年8月18日から平成49年8月17日
- (ii) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から30日間
- ③ 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- (注5) 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- ① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、別途決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
再編成後払込金額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
別途定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、別途定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
別途決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- ⑧ 新株予約権の取得条項
別途決定する。
- ⑨ その他の新株予約権の行使の条件
別途決定する。

	第 2 四半期会計期間末現在 (平成20年 9月30日)
新株予約権の数 (個)	167 (注 1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	167,000 (注 2)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	自 平成20年 7月19日 至 平成50年 7月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 (注 3)
新株予約権の行使の条件	(注 4)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注 5)

- (注 1) 新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数 (以下、「付与株式数」という。) は1,000株とする。
- (注 2) 新株予約権を割り当てる日 (以下、「割当日」という。) 後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・併合の比率
また、上記の他、割当日後、単元株式数の変更を行う場合、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。
なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
- (注 3) ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (注 4) ① 新株予約権者は、当社の取締役 (委員会設置会社における執行役を含む。)、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、上記いずれの地位をも喪失した日の翌日 (以下、「権利行使開始日」という。) から10年間に限り、新株予約権を行使することができる。
② 上記①に拘わらず、新株予約権者は、以下の(i)又は(ii)に定める場合 (ただし、(ii)については、新株予約権者に別途定める条件に合致する再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。) には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
(i) 新株予約権者が平成49年 7月18日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成49年 7月19日から平成50年 7月18日
(ii) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合 (株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)
当該承認日の翌日から30日間
- ③ 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。

(注5) 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、別途決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

別途定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、別途定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

別途決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

⑧ 新株予約権の取得条項

別途決定する。

⑨ その他の新株予約権の行使の条件

別途決定する。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成20年7月1日～ 平成20年9月30日	—	371,662	—	35,579	—	29,101

(5) 【大株主の状況】

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
ステートストリートバンク アンドトラストカンパニー (常任代理人 株式会社み ずほコーポレート銀行兜町 証券決済業務室)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	37,144	9.99
TOTO株式会社	北九州市小倉北区中島二丁目1番1号	25,240	6.79
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サ ービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワー Z棟)	21,244	5.72
第一生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サ ービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワー Z棟)	20,541	5.53
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	11,343	3.05
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託 口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	10,940	2.94
東京海上日動火災保険株式 会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	9,619	2.59
株式会社三菱東京UFJ銀 行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	9,291	2.50
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口 4G)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	9,023	2.43
日本マスタートラスト信託 銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	8,605	2.32
計	—	162,993	43.86

(注1) ドッチ・アンド・コックスから、平成19年5月8日付の大量保有報告書に係る変更報告書の写しの送付があり、平成19年4月30日現在で以下のとおり株式を保有している旨の報告を受け、同社が主要株主に該当することとなったため、当社は平成19年5月21日付で臨時報告書を提出しておりますが、当社として当第2四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
ドッチ・アンド・コックス (Dodge & Cox)	アメリカ合衆国カリフォルニア州94104、サン フランシスコ、カリフォルニア・ストリート 555、40階	36,657,000	9.86

(注 2) モルガン・スタンレー証券株式会社及びその共同保有者 6 社から、平成20年1月9日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成19年12月31日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有 割合 (%)
モルガン・スタンレー証券株式会社	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー	715,000	0.19
モルガン・スタンレー・アンド・ カンパニー・インコーポレーテッド (Morgan Stanley & Co. Incorporated)	1585 Broadway, New York, NY 10036	11,827,444	3.18
モルガン・スタンレー・アンド・ カンパニー・インターナショナル・ ピーエルシー (Morgan Stanley & Co. International PLC)	25 Cabot Square Canary Wharf London E14 4QA U.K.	6,577,667	1.77
モルガン・スタンレー・セキュリテ ィーズ・リミテッド (Morgan Stanley Securities Limited)	25 Cabot Square Canary Wharf London E14 4QA U.K.	522,066	0.14
エムエスディーダブリュ・エクイティ ー・ファイナンス・サービスズ I (ケ イマン) ・リミテッド (MSDW Equity Finance Services I (Cayman) Ltd.)	c/o M&C Corporate Services Limited P.O. Box 309GT Ugland House, South Church Street George Town, Grand Cayman	0	0.00
エムエス・エクイティー・ファイナン シング・サービスズ (ルクス) エス・ アー・エール・エル (MS Equity Financing Services (Luxembourg) S.a.r.l)	8-10 rue Mathias Hardt, L-1717 Luxembourg	0	0.00
計	—	19,642,177	5.28

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 25,240,000	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 325,000	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 343,042,000	343,042	—
単元未満株式	普通株式 3,055,595	—	1単元(1,000株)未 満の株式
発行済株式総数	371,662,595	—	—
総株主の議決権	—	343,042	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」欄には、証券保管振替機構名義の株式が19,000株含まれております。

また「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数19個が含まれております。

② 【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
(自己保有株式) TOTO株式会社	北九州市小倉北区 中島2-1-1	25,240,000	—	25,240,000	6.79
(相互保有株式) 石川金属工業株式 会社	北九州市小倉北区 赤坂海岸2-1	224,000	—	224,000	0.06
旭工業株式会社	瀬戸市鹿乗町1156	51,000	—	51,000	0.01
株式会社指兼	名古屋市西区笠取 町3-76	50,000	—	50,000	0.01
計	—	25,565,000	—	25,565,000	6.88

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高（円）	996	897	838	796	818	861
最低（円）	836	782	736	701	713	706

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状態】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	32,135	37,084
受取手形及び売掛金	76,018	84,093
有価証券	11,500	6,600
製品	34,890	37,740
半製品	2,908	2,947
原材料	9,513	9,499
仕掛品	12,877	12,748
貯蔵品	3,479	3,828
その他	16,729	16,283
貸倒引当金	△652	△698
流動資産合計	199,400	210,126
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※1 64,923	※1 65,603
土地	44,079	46,825
その他（純額）	※1 43,816	※1 45,494
有形固定資産合計	152,819	157,924
無形固定資産		
のれん	690	400
その他	13,378	13,388
無形固定資産合計	14,068	13,789
投資その他の資産		
投資有価証券	34,684	36,914
その他	33,584	33,477
貸倒引当金	△601	△487
投資その他の資産合計	67,667	69,904
固定資産合計	234,556	241,618
資産合計	433,956	451,744

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	55,937	59,316
短期借入金	41,654	43,477
未払法人税等	1,626	1,942
製品点検補修引当金	2,161	1,112
その他	52,669	54,448
流動負債合計	154,048	160,296
固定負債		
社債	10,025	10,000
長期借入金	5,365	5,376
退職給付引当金	41,614	43,119
その他	1,559	1,420
固定負債合計	58,564	59,916
負債合計	212,613	220,213
純資産の部		
株主資本		
資本金	35,579	35,579
資本剰余金	29,481	29,467
利益剰余金	167,625	174,898
自己株式	△14,490	△14,274
株主資本合計	218,196	225,670
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	531	1,076
為替換算調整勘定	△2,488	△506
評価・換算差額等合計	△1,957	570
新株予約権	223	135
少数株主持分	4,880	5,154
純資産合計	221,343	231,530
負債純資産合計	433,956	451,744

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

当第2四半期連結累計期間
(自 平成20年4月1日
至 平成20年9月30日)

売上高	233,903
売上原価	155,301
売上総利益	78,602
販売費及び一般管理費	※ 74,707
営業利益	3,895
営業外収益	
受取利息	378
受取配当金	405
持分法による投資利益	582
その他	708
営業外収益合計	2,074
営業外費用	
支払利息	501
売上割引	580
その他	888
営業外費用合計	1,970
経常利益	4,000
特別利益	
土地等売却益	517
投資有価証券売却益	21
特別利益合計	539
特別損失	
有価証券評価損	1,739
会員権評価損	7
たな卸資産評価損	4,586
減損損失	502
製品点検補修損失	2,090
特別損失合計	8,925
税金等調整前四半期純損失(△)	△4,386
法人税、住民税及び事業税	1,944
法人税等調整額	△2,062
法人税等合計	△117
少数株主利益	421
四半期純損失(△)	△4,689

【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

当第2四半期連結会計期間
(自 平成20年7月1日
至 平成20年9月30日)

売上高	123,618
売上原価	82,035
売上総利益	41,583
販売費及び一般管理費	※ 38,478
営業利益	3,104
営業外収益	
受取利息	200
受取配当金	78
持分法による投資利益	307
その他	399
営業外収益合計	985
営業外費用	
支払利息	240
売上割引	273
固定資産除却損	275
その他	551
営業外費用合計	1,340
経常利益	2,749
特別利益	
土地等売却益	287
投資有価証券売却益	21
特別利益合計	309
特別損失	
有価証券評価損	1,738
会員権評価損	0
減損損失	456
製品点検補修損失	2,090
特別損失合計	4,285
税金等調整前四半期純損失(△)	△1,226
法人税、住民税及び事業税	1,231
法人税等調整額	△633
法人税等合計	597
少数株主利益	244
四半期純損失(△)	△2,068

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第2四半期連結累計期間
 (自 平成20年4月1日
 至 平成20年9月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純損失 (△)	△4,386
減価償却費	10,929
減損損失	502
有価証券評価損益 (△は益)	1,739
会員権評価損	7
たな卸資産評価損	4,586
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	3
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△68
製品点検補修引当金の増減額 (△は減少)	1,048
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△1,510
受取利息及び受取配当金	△784
支払利息	501
投資有価証券売却損益 (△は益)	△21
土地等売却益	△517
固定資産除却損	345
売上債権の増減額 (△は増加)	8,710
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△1,990
仕入債務の増減額 (△は減少)	△3,696
その他	△3,094
小計	12,304
利息及び配当金の受取額	1,213
利息の支払額	△466
法人税等の支払額	△2,093
営業活動によるキャッシュ・フロー	10,957
投資活動によるキャッシュ・フロー	
短期貸付金の増減額 (△は増加)	△0
有形固定資産の取得による支出	△7,604
有形固定資産の売却による収入	4,038
無形固定資産の取得による支出	△2,306
有価証券及び投資有価証券の取得による支出	△1,256
有価証券及び投資有価証券の売却及び償還による収入	30
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	385
長期貸付けによる支出	△5
長期貸付金の回収による収入	44
その他	17
投資活動によるキャッシュ・フロー	△6,656

(単位：百万円)

当第2四半期連結累計期間
(自 平成20年4月1日
至 平成20年9月30日)

財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△1,469
コマーシャル・ペーパーの発行による収入	25,000
コマーシャル・ペーパーの償還による支出	△25,000
長期借入金の返済による支出	△11
配当金の支払額	△2,426
自己株式の取得による支出	△254
その他	△434
財務活動によるキャッシュ・フロー	△4,595
現金及び現金同等物に係る換算差額	△319
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△613
現金及び現金同等物の期首残高	43,674
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	502
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 43,563

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	(1) 連結の範囲の変更 第1四半期連結会計期間より、TOTO Asia Oceania Pte.Ltd.は重要性が増したため、また、当第2四半期連結会計期間より、従来持分法適用会社であった(株)指兼については出資比率の増加により、連結の範囲に含めることとしています。 なお、第1四半期連結会計期間より、TOTOリース(株)とTOTOビジネット(株)が合併したことに伴い、連結子会社が1社減少しています。 (2) 変更後の連結子会社の数 59社
2. 持分法の適用に関する事項の変更	(1) 持分法適用関連会社 ①持分法適用関連会社の変更 当第2四半期連結会計期間より、従来持分法適用会社であった(株)指兼については出資比率の増加により、連結の範囲に含めることとしています。 ②変更後の持分法適用関連会社の数 6社
3. 会計処理基準に関する事項の変更	(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更 たな卸資産 第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、次のとおり変更しています。 製品 主として先入先出法による原価法から主として先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法) 半製品 主として先入先出法による原価法から主として先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法) 原材料 主として総平均法による低価法(但し衛陶原料・外注部品は原価法)から主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

	<p>当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>
	<p>仕掛品 主として先入先出法による原価法から主として先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)</p> <p>半成工事 主として個別法による原価法から主として個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)</p> <p>貯蔵品 主として総平均法による原価法から主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)</p> <p>これにより、当第2四半期連結累計期間の営業利益及び経常利益がそれぞれ362百万円減少し、税金等調整前四半期純損失が4,948百万円増加しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p> <p>(2) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用</p> <p>第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。</p> <p>これによる四半期連結財務諸表に与える影響は軽微であります。</p>

【簡便な会計処理】

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
1. 一般債権の貸倒見積高の算定方法	当第2四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。
2. 棚卸資産の評価方法	当第2四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定しております。
3. 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定しております。
4. 経過勘定項目の算定方法	合理的な算定方法による概算額で計上しております。
5. 法人税等並びに繰延税金資産及び負債の算定方法	法人税等の納付額の算定に関しては、加味する加減算項目等を重要なものに限定しております。 繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、一時差異の発生状況等について前連結会計年度末から著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末において使用した将来の業績予測及びタックス・プランニングを利用しております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
<p>(有形固定資産の耐用年数の変更)</p> <p>当社及び国内連結子会社の機械装置の耐用年数については、第1四半期連結会計期間より、法人税法の改正を契機として見直しを行っております。</p> <p>これにより、当第2四半期連結累計期間の営業利益及び経常利益はそれぞれ319百万円減少し、税金等調整前四半期純損失は319百万円増加しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)																						
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は、270,685百万円 であります。</p> <p>2 偶発債務 銀行借入金に対する保証債務は次のとおりであり ます。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">P. T. SURYA TOTO INDONESIA</td> <td style="text-align: right;">1,002百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(株)テラ</td> <td style="text-align: right;">50百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">財形住宅ローン</td> <td style="text-align: right;">1百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">従業員単元持株ローン</td> <td style="text-align: right;">1百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px; border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,054百万円</td> </tr> </table>	P. T. SURYA TOTO INDONESIA	1,002百万円	(株)テラ	50百万円	財形住宅ローン	1百万円	従業員単元持株ローン	1百万円	計	1,054百万円	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は、266,038百万円 であります。</p> <p>2 偶発債務 銀行借入金に対する保証債務は次のとおりであり ます。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">P. T. SURYA TOTO INDONESIA</td> <td style="text-align: right;">1,237百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(株)テラ</td> <td style="text-align: right;">50百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">従業員住宅ローン</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">財形住宅ローン</td> <td style="text-align: right;">2百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">従業員単元持株ローン</td> <td style="text-align: right;">2百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px; border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,292百万円</td> </tr> </table>	P. T. SURYA TOTO INDONESIA	1,237百万円	(株)テラ	50百万円	従業員住宅ローン	0百万円	財形住宅ローン	2百万円	従業員単元持株ローン	2百万円	計	1,292百万円
P. T. SURYA TOTO INDONESIA	1,002百万円																						
(株)テラ	50百万円																						
財形住宅ローン	1百万円																						
従業員単元持株ローン	1百万円																						
計	1,054百万円																						
P. T. SURYA TOTO INDONESIA	1,237百万円																						
(株)テラ	50百万円																						
従業員住宅ローン	0百万円																						
財形住宅ローン	2百万円																						
従業員単元持株ローン	2百万円																						
計	1,292百万円																						

(四半期連結損益計算書関係)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)								
<p>※ 販売費及び一般管理費の主要な費目および金額は 次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">発送費及び配達費</td> <td style="text-align: right;">8,691百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">給料・賞与及び手当金</td> <td style="text-align: right;">23,750</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">1,474</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">貸倒引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">92</td> </tr> </table>	発送費及び配達費	8,691百万円	給料・賞与及び手当金	23,750	退職給付費用	1,474	貸倒引当金繰入額	92
発送費及び配達費	8,691百万円							
給料・賞与及び手当金	23,750							
退職給付費用	1,474							
貸倒引当金繰入額	92							

当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)								
<p>※ 販売費及び一般管理費の主要な費目および金額は 次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">発送費及び配達費</td> <td style="text-align: right;">4,526百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">給料・賞与及び手当金</td> <td style="text-align: right;">11,830</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">744</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">貸倒引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">74</td> </tr> </table>	発送費及び配達費	4,526百万円	給料・賞与及び手当金	11,830	退職給付費用	744	貸倒引当金繰入額	74
発送費及び配達費	4,526百万円							
給料・賞与及び手当金	11,830							
退職給付費用	744							
貸倒引当金繰入額	74							

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)								
<p>※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸 借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年9月30日現在) (百万円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">32,135</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">預入期間が3ヶ月を超える定期預金</td> <td style="text-align: right;">△71</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">取得日から3ヶ月以内に償還期限の 到来する短期投資(有価証券)</td> <td style="text-align: right;">11,500</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px; border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">43,563</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	32,135	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△71	取得日から3ヶ月以内に償還期限の 到来する短期投資(有価証券)	11,500	現金及び現金同等物	43,563
現金及び預金勘定	32,135							
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△71							
取得日から3ヶ月以内に償還期限の 到来する短期投資(有価証券)	11,500							
現金及び現金同等物	43,563							

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成20年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 371,662千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 25,389千株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 223百万円

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年5月21日 取締役会	普通株式	2,426	7.0	平成20年3月31日	平成20年6月6日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年10月31日 取締役会	普通株式	1,732	5.0	平成20年9月30日	平成20年11月28日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

建築用設備機器事業の売上高及び営業利益の金額は、全セグメントの売上高の合計及び営業利益の金額の合計額に占める割合がいずれも90%超であるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

	日本 (百万円)	北中米 (百万円)	中国 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高	108,624	7,915	10,553	6,046	133,139	(9,521)	123,618
営業利益	3,926	698	1,743	118	6,486	(3,382)	3,104

当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

	日本 (百万円)	北中米 (百万円)	中国 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高	208,055	14,492	18,314	11,110	251,973	(18,069)	233,903
営業利益	6,031	1,024	3,008	482	10,546	(6,651)	3,895

(注) 1. 国又は地域は、事業活動の相互関連性により区分しております。

2. 各区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりであります。

北中米 … 米国、メキシコ等

その他 … 台湾、マレーシア、韓国、ベトナム、シンガポール、欧州等

3. 会計方針の変更等

(棚卸資産の評価に関する会計基準)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」3.(1)に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日)を適用しております。この結果、従来の方法によった場合に比べて、当第2四半期連結累計期間の営業利益が日本で362百万円減少しております。

(有形固定資産の耐用年数の変更)

追加情報に記載のとおり、当社及び国内連結子会社の機械装置の耐用年数については、第1四半期連結会計期間より、法人税法の改正を契機として見直しを行っております。この結果、従来の方法によった場合に比べて、当第2四半期連結累計期間の営業利益が日本で295百万円、消去又は全社で23百万円減少しております。

【海外売上高】

当第2四半期連結会計期間（自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日）

	北中米	中国	その他	計
I 海外売上高（百万円）	7,829	6,916	4,166	18,912
II 連結売上高（百万円）				123,618
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	6.3	5.6	3.4	15.3

当第2四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

	北中米	中国	その他	計
I 海外売上高（百万円）	14,340	11,700	7,718	33,759
II 連結売上高（百万円）				233,903
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	6.1	5.0	3.3	14.4

- (注) 1. 国又は地域は、事業活動の相互関連性により区分しております。
2. 各区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりであります。
- 北中米 … 米国、メキシコ等
- その他 … 台湾、マレーシア、フィリピン、韓国、ベトナム、シンガポール、欧州等
3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(ストック・オプション等関係)

- 当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)
 スtock・オプションに係る当第2四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名
 販売費及び一般管理費 22百万円
- 当第2四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成20年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く) 14名 当社監査役(社外監査役を除く) 2名 当社執行役員(取締役を兼務する者を除く) 16名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 167,000株
付与日	平成20年7月18日
権利確定条件	新株予約権の付与日において、当社の取締役、監査役及び執行役員の地位にあることを要する。
対象勤務期間	自平成20年7月18日 至平成21年6月30日
権利行使期間	自平成20年7月19日 至平成50年7月18日
権利行使価格	1円
付与日における公正な評価単価	531円

(注) 株式数に換算して記載しております。

(1株当たり情報)

- 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1株当たり純資産額 624.48円	1株当たり純資産額 652.84円

- 1株当たり四半期純損失

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
1株当たり四半期純損失 13.54円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	1株当たり四半期純損失 5.97円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
四半期純損失(百万円)	4,689	2,068
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純損失(百万円)	4,689	2,068
期中平均株式数(千株)	346,485	346,448
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

平成20年10月31日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額……………1,732百万円

(ロ) 1株当たりの金額……………5円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日……………平成20年11月28日

(注) 平成20年9月30日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月7日

TOTO株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 行正 晴實 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 東 能利生 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 宏文 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているTOTO株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、TOTO株式会社及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更3.(1)に記載のとおり、会社は第1四半期連結会計期間より棚卸資産の評価に関する会計基準を適用しているため、この会計基準により四半期連結財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。